
令和6年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年9月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第6号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第7号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第8号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第9号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第10号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第11号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について(討論・採決)
- 日程第15 議案第13号 動産の買入れについて(令和6年度 可搬消防ポンプ)(討論・採決)

- 日程第16 議案第14号 動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）（討論・採決）
- 日程第17 議案第15号 令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について（討論・採決）
- 日程第18 議案第17号 令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第19 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第20 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第21 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第22 行政・病院事業改革特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 認定第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 認定第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 認定第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 認定第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 認定第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 認定第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第6号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第10 議案第7号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）

- 日程第11 議案第8号 周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第9号 周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第10号 周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第14 議案第11号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について（討論・採決）
- 日程第15 議案第13号 動産の買入れについて（令和6年度 可搬消防ポンプ）（討論・採決）
- 日程第16 議案第14号 動産の買入れについて（令和6年度 周防大島町立図書館システム機器）（討論・採決）
- 日程第17 議案第15号 令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について（討論・採決）
- 日程第18 議案第17号 令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第19 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第20 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について
- 日程第21 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について
- 日程第22 行政・病院事業改革特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

出席議員（13名）

1 番	山中 正樹君	2 番	栄本 忠嗣君
3 番	白鳥 法子君	4 番	竹田 茂伸君
5 番	山根 耕治君	6 番	岡崎 裕一君
8 番	田中 豊文君	9 番	新田 健介君
10 番	吉村 忍君	11 番	尾元 武君
12 番	荒川 政義君	13 番	久保 雅己君
14 番	小田 貞利君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君 議事課長 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	中村 晴彦君	上下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	松村 浩君		
会計管理者兼会計課長		江本 達志君	
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	山中 茂雄君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	岡原 伸二君
財務課副課長	佐原 正幸君		

午前9時30分開議

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

○議長（小田 貞利君） 日程第1、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの8議案を一括上程し、これを議題とします。

9月3日の本会議において、所管の常任委員会に付託しました付託案件について、各常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、8議案について各常任委員会委員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

栄本総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（栄本 忠嗣君） それでは、総務文教常任委員会を代表しまして、審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和6年9月10日に委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたっては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の所管部分並びに認定第5号につきまして、お手元に配付いたしております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでは、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、教育委員会総務課の関係では、委員より、奨学金事業について、募集要綱では入学後に申請をする形になっている。入学前に申請することで進学先の高校を選択する幅が広がるのではと思われるが、どのようにお考えか。また、締め切りを年1回としているが、いつでも申請ができるようにしてはいかがかとの質問に対し、奨学金はここ3年、募集に対して応募がない状態である。奨学金事業のあり方を検討していかなければという考えを持っており、申し込みを複数回にするなど検討する余地があると思っているとの答弁でした。

また、委員より、語学留学生派遣事業について、参加する意欲はあるが、社会的な状況から費用負担が難しい家庭の子ども達に対してどのような対策を考えているのかとの質問に対し、行き先をハワイに変更した経緯もあり、多くの生徒に参加していただきたいと考えている。今後、国際文化協会、財務課とも話をしながら検討したいとの答弁でした。

委員から、子どもの時にできる体験は、非常に限られた体験となる。できるだけ体験の数を増やすことができるようしっかり考えていただきたいとの意見がありました。

次に、社会教育課の関係では、委員より、出張スマホ教室の成果はとの質問に対し、内容や場所の選定、参加者のニーズ、周知方法など、実施してわかった課題や改善点を精査し、今後さらに多くの方に参加していただき、スマホ等の利用の手助けができるよう事業を継続していきたいとの答弁でした。

また、委員より、合併後20年が経過した。イベント等の整理をする時期に来ているのではとの質問に対し、イベントの継続性について、参加者の減少状況もあり、既存のイベントについて関係民間団体等で実施できるものであれば民間ヘシフトさせ、行政は補助に回るなどの方法も考えられる。それも難しければ整理も検討していきたいとの答弁でした。

続いて、総務課の関係では、委員より、職員研修負担金の内容と、何名ぐらいの職員が受講されているかとの質問に対し、負担金には、山口県セミナーパーク、滋賀県、千葉県等の研修施設

で開催される研修費用も含まれており、ひとづくり財団に派遣されている市町職員人件費の市町負担金と、実際に研修に要した経費である。実際に研修を受けた人数は延べ60名であるが、これとは別に負担金不要の研修も受講しており、令和5年度中に延べ193名が研修を受講しているとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係では、委員より、地域づくり推進事業において、補助金だけでなく、町で採択した団体の活動状況をホームページで発信したり、広報誌への掲載などを行い、その活動がその後も普及するようソフト面でのサポートをしてはとの質問に対し、ソフト面でのサポートは大切であり、今後はサポートができるよう考えていきたい。また、活動を広報誌で紹介することにより、見た方がいろいろな形でつながっていくという手法は有効だと考えるとの答弁でした。

また、委員より、ふるさと寄附金が、ここ5年足踏み状態となっているが原因は。また、プロのアドバイザーを入れ、ふるさと特産品等の魅力ある商品をつくっていくため相談しては。との質問に対し、平成30年の大島大橋貨物船衝突事故、令和3年の高額寄附があったことにより寄附額は増えたが、その後は減少している。令和5年度に募集にかかる経費率が50%を超えてはいけななど制限が厳しくなったため、返礼品率の見直しを行った。そのため、一時的に例年以上の駆け込み需要はあったが、結果的には寄附金額は少なくなっている。大きな災害等が起これば、そちらに寄附が流れるといった傾向はあるが、PR不足は否めない。現状、経費率ぎりぎりのため費用をかけないPR方法を見つけおこなっていききたいが、ふるさと納税を伸ばすため、民間の力を借りることも1つの手法として検討すべきと思うとの答弁でした。

次に、空家定住対策課の関係では、委員より、博多や名古屋の移住フェアに初めて参加されているが、その手応えはとの質問に対し、博多は天候の関係で参加人数が少なかったが、名古屋では相談件数12組17名の参加があり、そのうち、現在町内に移住されている方、家を購入され移住を予定されている方もおられ、一定の成果があったと思っているとの答弁でした。

委員から、移住フェア参加について、主要な施策の成果を説明する書類の中に、相談件数を含めた実績を掲載していただきたいとの意見がありました。

最後に、財務課の関係でございます。委員より、財産に関する調書から、今後、施設の集約等を行わなければ修繕費等の負担が大変大きくなると思うが、公共施設等総合管理計画における現在の進捗状況をどのように認識し進めていくのか。また、計画は進んでいるという認識か、それとも、これからという認識かとの質問に対し、これから公共施設は建物だけでなく、様々な財産の更新を行っていかねばならない。ある程度体制が整ったところで、町の財政状況等を踏まえ、対応していく必要があるのではないかと認識しているとの答弁でした。

以上が、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する主な

発言の内容であります。

なお、認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はございませんでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（小田 貞利君） 総務文教常任委員会委員長の報告は終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

新田民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（新田 健介君） おはようございます。では、民生常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和6年9月6日に委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部より説明を求め、質疑を行い、十二分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで並びに認定第8号につきまして、皆様のお手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定をいたしました。

では、はじめに、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、福祉課の関係でございますが、委員より、保育対策総合支援事業について、私立保育所に対し、児童送迎バスへの安全装置設置にかかる補助金を交付しているが、運用状況について記録簿等で確認しているかとの質問に対しては、現在のところ定期的な確認は行っていないが、問題点の報告はなく、適正に運用されていると認識している。今後におきましては、定期的な聞き取りを行うとの答弁でございました。

続きまして、健康増進課の関係でございます。委員より、ちょび塩活動にプラスして実施された、血圧管理に重点を置いた高血圧対策の内容と、今までの取り組みにより、目に見える成果は出ているかとの質問に対しては、専門医による高血圧を正しく理解するための講演会を実施した。本町は血圧が高い方が多く、循環器疾患予防のためにも血圧を適正に管理していくことが重要だということを伝えている。特定健康診査のデータを分析、そして活用しているが、まだ高血圧の

人が減った等の成果は出ていないとの答弁でありました。

続きまして、介護保険課の関係でございます。委員より、令和5年度の成果とその課題、解決策についての考えはとの質問に対して、介護保育等物価高騰対策支援金を令和4年度に引き続き支給した。対象事業者へのアンケートは回答率85%以上で、回答のあった全ての事業者から役に立ったと回答があった。物価高騰による支出増に対して、支援金の効果がどの程度あったかの回答を平均すると、7割程度の補填ができたという結果となり、効果があったと言える。物価高騰は継続しているが、全国民の課題であり、これは国が対策すべき内容と考えるとの答弁でございました。

続きまして、認定第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、30歳代健診の受診者のうち、4人に1人は要医療の結果となっている。若年層の健康のために重要な事業だと思うが、町として今後はどのように重点を置いていきたいと考えているのかとの質問に対しては、要医療の対象者には、町の保健師が訪問指導、そして受診勧奨をして医療につなげている。今後も取り組みを継続したいとの答弁でありました。

続きまして、認定第3号でございます。令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はございませんでした。

次に、認定第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、高額医療合算介護予防サービス費の対前年比が、他の項目と比べて大きくなっている要因は何かとの質問に対し、高額医療合算介護サービス費は医療費と介護費を合算し、高額部分を支給するため、医療と介護両方を使った場合が多かったのではないかと想定されることに加え、令和4年度の実績が少額であったことも影響しているとの答弁でありました。

次に、認定第8号でございます。令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてでございます。

まず、説明に先立ちまして、石原病院事業管理者より周防大島町病院事業局の現状について発言がございましたので、その概要を紹介させていただきます。

まず、東和病院、橘医院、大島病院における医療提供体制について説明がございました。

続いて、第2期再編計画及び令和5年度決算については、令和元年度に第1期再編計画、そして、令和5年度に周防大島町病院事業経営強化プランを策定し、経営の効率化を図っている。

令和6年度に、将来の医療・介護需要推計を視野に入れつつ、公・民の役割分担を踏まえ、病院事業局でなければ担うことのできない分野へ重点化していくための第2期再編計画の策定を予定している。

決算については、患者数・利用者数の減少や新型コロナウイルス感染症関連の補助金の減少による収益減少の影響が大きく、令和4年度まで3年続いた黒字が赤字計上となったとの発言がご

ざいました。

では、審査の内容の過程におけます発言等のうち、主なものを申し述べたいと思います。

まず、委員より、外来患者数がコロナ禍後も大きく減少したままであるが、原因分析とその対策はとの質問に対し、主な要因としては、眼科の診療体制の変更や新型コロナウイルス感染症患者に対する診療が5類感染症移行後、一般の診療所等でも行われるようになったこと。そして、人口減少などがその要因として上げられる。今後の患者確保対策としては、夜間・休日の時間外診療における救急患者受け入れを積極的に行い、地域住民に信頼される医療機関となるべく、努力を重ねる必要がある。また、オンライン診療等、新しい診療体制の構築も含め、島の実情になじむ医療提供体制を模索していきたいとの答弁がございました。

続きまして、委員より、普通交付税の看護師養成所への1人あたり補助単価減額の経緯や、今後の見通しはとの質問に対しては、地方交付税の単価は、総務省の地方財政調査等で決まる。令和5年度については下がったが、令和6年度は物価高騰や人件費高騰の影響で上がっているとの答弁でありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容につきまして、民生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 民生常任委員会委員長の報告は終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。

尾元建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（尾元 武君） それでは、よろしくお願いいたします。建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年9月9日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号並びに認定第7号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでは、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号令和5年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、商工観光課関係では、委員より、民泊受け入れ家庭数が30軒となっているが、この水準を維持していくのか、コロナ禍前の水準に戻していくのかとの質問に対しまして、現状の受け入れ可能数は90人となっている。令和5年度に受け入れを再開したときは40人であった。今後は120人を受け入れの目標としている。120人であれば、1クラス40人3クラスの学校を受け入れができるため、新規家庭および過去の受け入れ家庭に対し、受け入れに向けた話をさせていただいているとの答弁がありました。

次に、生活衛生課関係では、委員より、地域ねこ活動への対策をして3年目になるが、目に見える成果はあるのかとの質問に対し、どれだけ減少したのか、数値的なものはなかなか出せないが、確実に活動が行われているということは、実績報告をもってして見えている。令和6年度から補助金を増額しており、周知が徐々に広がっている傾向であるとの答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、委員より、有害生物駆除について、駆除したナルトビエイとアカエイは、町内での再利用は考えているのかとの質問に対しまして、どの場所での駆除というわけではなく、沖で漁をする際に網にかかるという状況である。利活用に関しては、肥料になるということで処理業者に無料で引き取ってもらっており、それが今の最大の利活用と考えているとの答弁でありました。

次に、施設整備課関係では、委員より、早期に措置すべきレベル3の橋りょうが61橋あるが、補修は何年計画で考えているのか。何かあったら危険な施設でもあるので、補助金の交付等に左右されることなく、方針を決め、計画性をもって補修すべきではないか。また、全ての橋りょうの補修が完成するまでに、レベル3から緊急措置を必要とするレベル4へ健全度が下がることも懸念されるのではないかととの質問に対し、年次計画は立てていないが、リストは作成しており、橋の長さや交通量の項目を基に、優先順位をつけた橋りょう長寿命化計画に沿って補修を行っている。また、経年により状態が悪化し、レベル3からレベル4へ健全度が変わる可能性はあり得るが、5年に1度の点検結果により、レベル4の判定が出た場合は、その橋りょうを優先して早期に修繕を行い、危険箇所を解消する方針であるとの答弁でありました。

次に、認定第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、委員より、水道施設の維持等にかかる対応について、他町においては24時間365日職員が対応しているとの報道を見たが、本町の対応状況はどのようにしているのかとの質問に対し、令和3年度より、平日と休日夜間で対応を変えており、休日夜間は職員による当番制で対応している。監視システムのクラウド化により、職員が自宅で判断することができ、現場に出向かなくてもよいことも増えたとの答弁でありました。

次に、認定第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、委員より、

小松工区の下水道工事について、全体における進捗状況はどの程度であるかとの質問に対し、小松工区全体の進捗については、令和５年度に大島商船高等専門学校周辺におけるバス路線の切り替えを行い、管路整備から舗装復旧まで５年程度を見込んでおり、順調に進めば、令和１１年度にはバス路線を元どおりに戻せるのではと考えている。小松工区は地下水位が高いため、開削工事において薬液注入による土壌改良をしないと、掘削ができない箇所もあり、推進工法と開削工法の経済比較を行ったうえでの設計施工となっているため、他工区と比べ、管路施工延長の進捗が伸びていない状況であるとの答弁でありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容については全てであります。これをもちまして、建設環境常任委員会の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（小田 貞利君） 建設環境常任委員会委員長の報告は終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会委員長の報告並びに質疑は終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第１号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第１号令和５年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第２号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第２号令和５年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13. 議案第10号

○議長（小田 貞利君） 日程第9、議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてから、日程第13、議案第10号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題といたします。

質疑は9月3日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号周防大島町陸奥野営場設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町立陸奥記念館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１０号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１０号周防大島町なぎさ水族館設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４．議案第１１号

○議長（小田 貞利君） 日程第１４、議案第１１号柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

質疑は９月３日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第１１号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１１号柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５．議案第１３号

日程第１６．議案第１４号

○議長（小田 貞利君） 日程第１５、議案第１３号動産の買入れについて（令和６年度 可搬消防ポンプ）から、日程第１６、議案第１４号動産の買入れについて（令和６年度 周防大島町立図書館システム機器）までの２議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、９月３日の本会議で全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第１３号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１３号動産の買入れについて（令和６年度 可搬

消防ポンプ)、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小田 貞利君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小田 貞利君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号動産の買入れについて(令和6年度 周防大島町立図書館システム機器)、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(小田 貞利君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第15号

○議長(小田 貞利君) 日程第17、議案第15号令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事(建築工事)の請負契約の締結についてを議題とします。

質疑は9月3日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第15号、討論はありませんか。白鳥議員。

○議員(3番 白鳥 法子君) 議案第15号令和6年度 道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事(建築工事)の請負契約の締結について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

道の駅サザンセットとうわは、新しい公園ができたおかげもありまして、多くの町民及び町外の方々、お子さん連れのファミリーが大変楽しく使っている場所に、以前よりもなっていると感じております。

その中で、やはりトイレ、さらには授乳室の要望というものが、これまでも耳にすることがございました。

今回の改修工事にあたりまして、仮設でありました授乳室がちゃんと設置されるということで、大変いいことだと考えております。総論としては賛成ですけれども、1点要望をお伝えさせていただきます。

トイレ棟には、男性トイレ、女性トイレ、誰でもトイレ、それと研修室というものが主な機能として設計の中に入っております。設計段階でのことであり、十分検討されたこととは思っております。しかし、そこに利用者の視点が十分生かされているのか、やや疑問を感じるころがございました。

これから工事請負契約の締結、着手に至るまでに、子育て経験者や子育て中の、少なくとも道

の駅サザンセットとうわのスタッフの方や、できれば利用者の方々に、少しでもいいので設計図と
いいですか、構想を見ていただいて、まだ間に合う工夫、例えば誰でもトイレの空間に子供用ト
イレも置けないか。それが無理であれば、少なくとも便座を子供も使える兼用便座にする。

また、よその子供用トイレを利用時に不具合を感じたことがあるという御意見があったのが、
トイレットペーパーの位置が、子供の手が届かない場所にあったという事例をお伺いしましたの
で、トイレットペーパーの位置は、子供の手が届きやすい場所にきちんとなるかどうか、そうい
う誰に快適に使ってもらいたいのかという詳細なところを、いま一度視点に加えて、反映でき
るところは反映していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 15 号令和 6 年度 道の駅サザンセットとうわトイ
レ棟等新設及び改修工事（建築工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛
成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 17 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 18、議案第 17 号令和 6 年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全
工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 17 号令和 6 年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全
工事の請負契約の締結について、提案理由の説明をいたします。

本件は工事請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び周防大島町議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の
議決を求めるものであります。

令和 6 年 8 月 23 日に、5 者による指名競争入札を行った結果、周防大島町大字久賀 5130 番
地 4 のユタカ産業株式会社が 5,700 万円で落札いたしました。その落札価格に、消費税及び
地方消費税 570 万円の額を加えた 6,270 万円で工事請負契約を締結しようとするものであ

ります。

工事の概要といたしましては、経年により劣化した浮棧橋の長寿命化を図るため、浮体や連絡橋の塗替塗装や断面修復を。また、浮棧橋の安全性を保つために、浮体と連絡橋の接続箇所の改良やアンカーブロックを増設するものであります。

なお、参考までに、工事の完成期日は令和7年3月28日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第17号、質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この総合評価入札方式に関する評価調書というのを見ますと、履行確実点というのが5点配点されておりまして、これが大きな決め手になっていると思われませんが、この履行確実点というのは、今年度から導入されたのだと思いますけれど、これを導入するということを決めたのは、どういうプロセスを経て決めたのか、そこを教えてください。

毎度のことですが、指名業者数5者は、予定価格に対して少ない。質疑をしても、これまでと同じ答弁でしょうから申し上げますが、間違っていたら訂正してください。

要するに、町内業者の育成と業者数、5,000万円以上8者という定めはなるべく——要するに努力義務だ、守らなくていいんだということだと思いますが、これは町が自ら定めていることで、原則的に考えると、町はこれを積極的に運用すべき立場にある。要するに、業者数が多いということは競争性が高まるわけですから、これをあえて下げる必要はないと思われま。

そういうふうに考えると、競争性を犠牲にしても、少ない業者数でやりたい。要綱で定めているのに、それを守らないというのは何か、どういう理由があるのか。

結果だけを受け止めると、要するに町内業者育成という理由もあるのかもしれませんが、そうすると、業者のための公共事業入札なのかという気もしてなりません。最優先されるべきは町民の利益であって、もちろん業者育成ということも大切ではありますが、やはり競争性を高めるということが第一にあるべきじゃないかと思いますが、そうではないという理由がどこにあるのか、そこを教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

町としては、決して守らなくていいという考えは全くございません。結果的に、それぞれの基準で指名審査会を開いた段階で、やはり結果が5者であったということでございますので、それを守らなくていいというような考えは毛頭ございません。

それで、今回の5者の基準といたしますが、今回、本工事の当初積算において工種の一部で標準歩掛がないものがあり、歩掛の見積りを徴収する必要がございました。指名審査会において、土

木一式工事のA等級であること、特定建設許可を受けていること、完成工事高を有していること、この要件を満たす町内業者全てを指名予定業者としておりまして、当該歩掛見積りの提出を依頼し、歩掛見積りの提出のあった者を指名することとしております。

依頼した者のうち5者から提出を受けたとの報告を受け、指名審査会で5者を指名し、総合評価方式による競争入札を行ったというところでございます。

もう1点の質問については、佐原財務課副課長が答弁をいたします。

○議長（小田 貞利君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） ただいまの田中議員からの御質問で、総合評価における履行確実点の導入について、御質問をいただきました。

御指摘のとおり、令和6年4月以降の入札通知広告から、こちらの新しい落札者決定基準に基づき、評価値を算出することとしていますが、その中で履行確実点というものを導入しております。

導入の背景でございますが、導入以前は、総合評価方式においては工事のダンピング対策として低入札価格調査制度を適用しておりまして、予定価格に対して調査基準価格というものを設定しております。

調査基準価格の2%を差し引いた金額、つまり調査基準価格の98%相当の金額を判断基準額として扱っておりまして、入札金額がこの判断基準額を下回るものであった場合は、不落札と決定するとしておりましたので、判断基準額未満の入札者は不落札とされますので、総合評価の評価値の競争にならないという状態で行ってまいりました。

ところが、この制度をずっと運用しておったところなんです、判断基準額ではなく、違う指標でということで、反対に一定以下の者を不落札とみなすのではなく、履行の確実性を持った入札者に対して優位性を持たせるという考えに改めてはどうかということで、昨年、令和5年8月に山口県総合評価審査会に改正案を諮りました。その諮った内容が新たな指標として履行確実点を導入し、判断基準額の考えを廃止するというものでございます。

履行確実点というのは、調査基準価格以上、予定価格の範囲内で入札をした者に対して履行の確実性が認められるということで5点を加える。技術評価点の中で5点を加えるということにしまして、調査基準価格を下回る入札に対しては、5点の付与は行わないということで、優位性がないで評価値に反映させるように改めまして、令和5年8月の山口県総合評価審査会に諮り、特に意見はない、その制度で支障はなかろうという回答を得たうえで制度改正を行い、令和6年4月以降の入札から、総合評価方式において適用して運用しておるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 制度の中身のことは、ちょっと口頭でべらべら言われても、よく理解できないのだが、要するに私が聞きたいのは、今御説明があったように、履行確実点の話で、履行確実点の制度自体は町が独自に定めているものかどうか、その辺を聞きたかったので、ちょっと後で御答弁ください。

例えば町独自の基準であったとして、それを令和6年度から導入する。これまでの判断基準額に変えて、一定の指標に改めるべきだという考えがあった、検討があったと言われましたけれど、それはどこでどういうふうに出てきた意見なのか。どういうものがあるって、そういう検討がどこでされて、そして、令和6年度からそれを適用するということが、どこで決まったのか。そのことを私はプロセスとして聞いたのだが、もう1回その辺の観点から、中身の細かいところは結構なんで、そこを教えてください。

要するに、素人が見て、最低金額で入札したものが落札されていない。それは何でかということ、履行確実点がないから、町民の利益としては、結局最低金額のほうがメリットがあると思われるんですけど、もちろんこれ総合評価ですから、それだけでは測れないということですが、こういう指標をやはり変えて設けるということは、それなりの合理的な理由があって、それを町民に対して説明できなければ、私はちょっと不十分だと思いますので、もう1回その辺の意思決定の経緯を簡潔に教えてください。

業者数については積算ができない、見積りで積算をしたという部分があって、その見積りがあった業者の5業者を指名したということですが、私、逆じゃないかと思う。入札をする際に、積算の基準となる見積りというのは、入札に参加しない業者から、理想を言えば見積りを取るのが原則ではないかと思うが、見積りがあったもののみを指名業者とするというのは、どこにそういう規定があるのか、それを教えてください。

要するに、私が聞きたいのは、8者以上にするすべがなかったのか。どうしても、これは8者とすることができなかったのかどうか。町内業者育成ということは別にして、そこを教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 見積りを取った業者が8者で、その中から出てきたのが5者となっております。

田中議員が言われるように、8者以上にするすべがなかったのかと言いますと、それは、例えば町外業者まで幅広く入札に入れるのであれば、それは可能ではあります。

しかしながら、こういった工事については、やはり町内業者を優先、優先というか育成というのが、やはり主な地域の活性化にも一番つながりますし、そこはかなり重点を置いた選定になるかと思います。

ですが、田中議員が言われる、8者以上ということであれば、一度町外業者についても検討をしてみたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） 田中議員の御質問で、履行確実点を導入した経緯といたしますか、その質問に対してお答えさせていただきます。

経緯というのは、先ほど説明しましたとおり、昨年度まで、履行確実点導入の前は判断基準額を設定しておりまして、これは調査基準価格に対して2%分を差し引いた金額で判断基準額を設定しておりまして、広くこの制度は山口県及び県内他市町でも運用してまいった制度なんです、山口県では既にこの制度を改正されており、廃止しております。

県内市町のほとんどがそれを継続して使用しておったが、そもそも調査基準価格に対する2%未満のものを不落札とする、その数値的根拠は何なのかというのが、以前から議論されていたところです。

山口県がそれに変えて、調査基準価格の範囲内の入札者に優位性を持たせるという考えで運用しておりますので、山口県の落札者決定基準の考え方を基に、周防大島町のやり方も、それを参考にさせていただいて改めたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、質問の趣旨は、そういう経緯を聞いたのではなくて、今年度から履行確実点を導入することを、いつ誰がどういう経緯をもって、経緯というか、どういうプロセスで決めたのかということをお聞きした。

山口県は、今御答弁の中でも少しありましたけれど、廃止しているということで、平成30年からこの履行確実点というものを導入している。

だから、国からの通達があつて、基準改定があつて、これを遵守しなさいというのがあるのであれば、それに従えばいい話ですけど、これは町独自の制度であれば、例えば、山口県に準じて平成30年から変えましたというのであれば、ある程度合理性はあると思うが、それを今年度になって突然、突然というか変えましたということ。

6年のブランクがある、それをその間、履行確実点なしで判断基準額でやってきて、この令和6年度から変えたというのは、どこかでその中で議論があつたわけでしょう。議論もあつたし、意思決定もあつたわけだから、それがいつどのような場で行われて、履行確実点の導入が決められたんですかということ。わかりますかね。そういうことをお聞きしているんですが、そこをもう1回端的にお答えください。

それと、町外業者を含めることを検討したいということですが、何か私が言うから、そうしま

すみたいな御答弁でしたけれど、そうではなくて、町として町内業者育成が最優先です、町内業者で指名するんです、町が決めた要綱は努力義務だから、それは守らない。とにかく町内業者育成、町内業者指名が優先されるというのであれば、それはこの要綱を変えるべきだと思う。

それが町の意向だとすれば、意思だとすれば、私はそこは違うのではないかと思う。公共事業というのは、あくまでも町民の利益のためにやるのが優先されるべきで、もちろんそこを否定しているのではない。町内業者育成ということも大切です。防災の観点からも必要なことは分かっていますけれど、第一に優先すべきは、町民の利益ではないか。

それを人に言われたから、町外業者もというのではなくて、この要綱を定めた町の意味も、結局そこにあるのではないか。5,000万円以上、8者以上指名して競争性を高めましょう、できるだけ低い金額の予算でいいものができるように努めましょうという意味があるのではないか。私は、そう受け止めているんですが、私が言うから、町外も含めましょうというようなことを言われると、町はそういう意識がないのかと受け取られても仕方ありません。

もう1回、そういう言い方ではなくて、あくまでも町内業者のためですというのなら、そう言ってください。それが優先されるんですというのであれば、そう言ってもらえれば、仕方ありませんけれど、そう受け止めるしかありませんけれど、この要綱の趣旨からも、そうではないのではないんですか。そこを教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

私の言い方が大変まずかったのかなと思っておりますが、決して田中議員が言われるからやるということ、私は申した覚えはございません。検討する余地はあるんじゃないかということ、申し上げただけでございます。

なおかつ、やはり町としては、その要綱に基づいて8者以上というのはあくまで、私は競争性を高めるという観点からだとすると、そこは努力をしたが結果的にそれが今回5者であったと思っております。

町内業者を優先するのは、そこはやはり地域の活性化、町民、従業員、そういった方々にも、やはり全く関係ないわけではないと思います。（発言する者あり）

そこはやはり町内業者を優先すべきと、私は個人的には思っております。

それと、先ほど2点目の履行確実点導入の関係でございますけど、経緯については指名審査会で決めています。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号令和6年度 浮島漁港江ノ浦浮棧橋機能保全工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第19. 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（小田 貞利君） 日程第19、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告についてを議題とします。

本件について、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を求めます。

荒川岩国基地関連対策特別委員会委員長。

○岩国基地関連対策特別委員会委員長（荒川 政義君） それでは、岩国基地関連対策特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、令和4年12月の第4回定例会において設置され、付託された、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、また、住民負担の軽減と安心・安全をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して最良策を検討することを目的に活動を行ってまいりました。

その概要につきましては、調査研究報告書として、議員各位のお手元に配付させていただいております。

はじめに、岩国基地周辺における航空機騒音の状況について、報告いたします。

平成30年3月、神奈川県厚木基地からの空母艦載機移駐が完了した後、山口県基地関係県市町連絡協議会が、移駐判断時の検証結果との比較を取りまとめております。

まず、令和4年度の年間W値は、令和3年度と比べて29地点中25地点でW値が減少しておりますが、平成30年度以降においては20地点で最大値を記録しております。

令和5年度では28地点中27地点で増加し、移駐開始前5年平均との比較では約9割の地点

でW値が増加し、ルート近辺の北東側、基地の北西側の増加が著しく、11地点において過去最大のW値を記録しました。

これらは4月から5月にかけてのFCLP（空母艦載機離着陸訓練）前後の訓練と、九州沖の洋上の空母で4年ぶりに実施されたCQ（空母着艦資格取得訓練）に伴う夜間離着陸などの影響、8月には空母艦載機が一時帰還し、長期滞在したことによりW値が高いものとなりました。

騒音対策の推進にあたっては、集中的な飛行訓練の緩和や夜間等の運用時間帯への配慮、住民生活への影響が大きい訓練の事前通知や滞在状況に関する情報提供、そして国による騒音対策の拡充等、これらを今後も引き続き、政府に対し、強く求めていく必要があると考えます。

次に、岩国基地における機種更新等について、報告いたします。

令和6年8月26日開催の全員協議会で、中国四国防衛局より説明を受けました。

米海兵隊岩国飛行場（岩国基地）における常駐部隊の戦闘機とローテーション部隊戦闘機の機種更新については、最終的に機体数が現在より10機程度減少する見込みであること、航空部隊の任務や平素の活動に変更はなく、騒音等も現行と同程度もしくは若干減少の見込みであること。空母ジョージ・ワシントンの第5空母航空団の4つの戦闘攻撃飛行隊のうち1個飛行隊について、戦闘機がF/A-18スーパーホーネットの飛行隊からF-35Cの飛行隊に、C-2輸送機の飛行隊がCMV-22オスプレイの飛行隊に更新されることについても、岩国基地所属の人数に大きな変更や、施設についても新規建設の予定はなく、基地に所在する航空機部隊の任務や平素の活動に変更はないことなどから、容認することはやむを得ないと判断することといたしました。

CMV-22オスプレイは、これまでに重大な事故を起こしたMV-22やCV-22と機体構造や基本性能が同一とのことですが、事故は通常飛行時に起こったのか、それとも訓練飛行時に起こったのか、不安を抱かれる住民も少なくないことから、事故原因の究明をしていただき、より一層の安全対策をお願いしたいと思っております。

一方で、国際社会へ目を向けますと、2023年は、ウクライナやシリア、イエメンなどで長期化する紛争に加え、4月にはスーダンで、10月にはパレスチナ・ガザ地区で武力衝突が激化しています。また、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威でもある、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、そして、台湾への威圧を強め、軍事的・経済的な力を誇示し、近隣諸国の平和と安定を乱している中国の海洋進出など、我が国を取り巻く情勢は予断を許さない状況下にあります。

これは、極東最大級の米軍基地を抱える岩国市近隣の自治体にとっても例外ではなく、基地が存在する限り、地域住民の安心・安全の確保、負担軽減並びに地域振興施策のための調査研究と取り組みに終わりはございません。

今後も引き続き、岩国基地関連対策特別委員会を設置していただくようお願いを申し上げます。

て、また、活動に御協力をいただきました皆様方に対し、改めてお礼を申し上げまして、本委員会を代表しての報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を終わります。

日程第 20. 地域活性化・害獣・防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（小田 貞利君） 日程第 20、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会に付託中の調査・研究の報告についてを議題とします。

本件について、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長の報告を求めます。

田中地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長。

○地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長（田中 豊文君） それでは、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を代表いたしまして、調査・研究の結果を報告させていただきます。

本委員会は、令和 4 年 1 2 月の第 4 回定例会において設置され、付託された人口定住を推進するとともに、地域の特性を踏まえたうえで、山積する多くの諸問題の解決に向けた取り組みを行う。また、害獣による被害の拡大を抑制し、加えて、近年多発する自然災害に日頃から備えるため、町内全域として、あるいは地域としてどのように取り組んでいくべきかについて調査・研究を行うことを目的とし、地域活性化では、空家対策、廃校活用、地域交通、害獣対策ではイノシシ対策、防災対策では非常時井戸水・水源対策について引き続き検証するとともに、SDGs の達成に向けた取り組みを具体化するため、持続可能な地域コミュニティづくりについて重きを置き、活動してまいりました。

その概要は、調査研究報告書としてお手元に配付させていただいております。

当委員会は、2 年間の任期中 9 回の委員会を開催し、うち 7 回、事業進捗状況、新規事業の提案など執行部の皆さんに資料の提供と説明を求め、議論と研究を重ねてまいりました。その内容をまず御報告させていただき、後ほど取りまとめた結果を提言として申し上げます。

令和 4 年 1 2 月第 4 回定例会終了後に開催された第 1 回委員会において取り組む課題について協議し、前期に提言を行った地域活性化・害獣対策・防災対策について、引き続きその後の取り組みに注視しつつ、あわせて総合計画にも掲げてある SDGs の達成に向けた取り組みを具体化し推進するため、持続可能な地域コミュニティづくりに取り組むことといたしました。

地域活性化の空家対策では、空家等対策計画に基づく空家対策について、相談件数や空家バンクの推進及び管理不全な空家等への対応についての進捗状況及び実績の報告がありました。

次に、廃校活用ですが、旧城山小学校、旧森野小学校のうち、令和 5 年度中に旧森野小学校の活用が決まったことに対しましては、担当課職員の御尽力に感謝するものであります。

続いて、特に重要でかつ喫緊な課題である地域交通についてです。

地域公共交通計画策定及び事業実施におけるスケジュール及び公共交通ネットワークの見直しの方向性についての説明があり、中でも共創・M a a S 実証プロジェクトについて、全国160の取り組みがある中、優秀な取り組み6つのうちの1つに選ばれたとのことであります。引き続き、計画に沿った取り組みをお願いするものであります。

次に、害獣対策では、有害鳥獣対策マスタープランに基づく取り組みについての報告がされました。また、鳥獣害に強い集落づくり事業における地域計画の策定に向けての取り組みでは、1地区において、自治会内荒廃地の草刈りや樹木の伐採処分等が実施された報告がありました。

防災対策について、まず、非常時井戸水対策についてです。有事の際の水の確保として御協力いただける個人所有の井戸を登録していただき、その非常時協力井戸情報をデータベース化し、ホームページ上のハザードマップに表示をしており、場所を確認することが可能となっています。

次に、非常時水源対策についてです。現在、非常時水源は4か所で、引き続き利用可能な水源の確保に努める。また、水道事業の広域化に際しても、引き続き危機管理に関し、体制づくりに努めるとのことでした。

続いて、新規の課題であります持続可能な地域コミュニティづくりについてです。

各課から、地域住民がやりがいや生きがいを感じながら地域活動に取り組み、住み続けられるまちづくり、持続可能で躍動感あるコミュニティづくりのための支援策を提案してもらい、地域活性化及び防災対策も含めた地域づくりの推進について協議・検討を行い、提案された事業を体系的にまとめた事業シートを作成いたしました。

また、委員より、自治会等におけるD Xの推進への支援や、産業活性化の観点から、ふるさと納税の自動販売機の導入について提案がありました。

ここからは提言となります。

空家対策では、空家等対策計画に基づいた対策を講じていると思いますが、いろいろな事例を参考に、危険空家になる前の空家の有効活用、空家バンクへの登録について工夫をしていただくとともに、相談を受けたらスピード感を持って積極的に対応していただくよう求めます。

廃校活用では、今後も利活用について検討が必要になると思います。公募の方法や運営上の課題を検証し、小規模事業者に向けた新たな仕組みづくりの検討、既に利用している団体のアフターフォローについてもお願いしたいと思います。

地域交通では、I Tなどの技術を取り入れ、利便性が向上するのはよいことであるが、高齢者等新しい技術になじみがない方への配慮についてもお願いしたいと思います。

イノシシ対策では、豚熱の影響でイノシシが捕れなくなっているが、今後、抗体を持ったイノシシの出現も予測される。同様の事象が起こった地域事例を調査し、今後の対応を検討すると

もに、ハンターのケアについても配慮いただきたいと思います。

非常時井戸水対策では、非常時協力井戸の新規登録実績もあるようですが、引き続きさらなる拡充をお願いいたします。

非常時水源対策では、委員会での報告のとおり、引き続き利用可能な水源の確保に努め、水道事業の広域化に際しても、引き続き危機管理に関し、体制づくりに努めていただくようお願いいたします。

令和4年12月以降、新たに取り組んだ持続可能な地域コミュニティづくりは、住み続けられるまちづくり、住み続けたいまちづくりの原動力となる地域コミュニティの構築を図るものであり、自治会をはじめとする地域を応援し、人口減少・少子高齢化が著しい本町において、地域活動の担い手不足をはじめとする様々な課題に対し、より一層地域と行政、民間組織等が連携を図り、協働しながら周防大島町のまちづくりを推進していくことを目指しております。

つきましては、支援策を講じる際に、1つのメニューを1つの部署が担当するのではなく、各部署が連携・協働し、全庁的に取り組むことを検討すること、また同時に、事業実施を推進する人材の確保を含めたマネジメント体制の構築にも取り組んでいただくようお願いいたします。

以上が、本委員会からの提言の概要であります。

最後になりましたが、これまでの活動に御協力いただきました皆様方に対し、改めてお礼を申し上げるとともに、今後も地域活性化・害獣・防災対策特別委員会を設置していただくようお願い申し上げます、本委員会を代表しての報告といたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、地域活性化・害獣・防災対策特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

日程第21．議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告について

○議長（小田 貞利君） 日程第21、議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の報告についてを議題とします。

本件について、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。

吉村議会広報編集特別委員会委員長。

○議会広報編集特別委員会委員長（吉村 忍君） それでは、議会広報編集特別委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月の第4回定例会におきまして、5人の委員による議会広報編集特別委員会が設置され、委員会に付託されました議会広報の編集・発行につきまして、委員会を代表し報告をさせていただきます。

当委員会は、議会活動を積極的に情報発信するとともに、議会だよりのさらなる充実について調査・研究に取り組みつつ、伝える広報から伝わる広報へ、さらに見やすい広報を目指し、第72号から第78号までの編集と発行を行ってまいりました。

発行部数は、第72号につきましては、1回につき9,500部、第73号からは9,300部とし、委員中心に編集作業を行っております。

重要となる表紙は、委員が撮影・監修したもののみに限定し、内容につきましては各委員に編集を割り振りしてまいりました。

紙面においては、余白を恐れず、写真・イラストを利用し、町民の皆様にはわかりやすい言葉で伝えることを基本に、委員各位から提出された原稿のチェックと校正を行い、定例会の翌月15日に発行するよう編集作業を行ってきました。

定例会初日に役割分担を行い、定例会終了後編集作業に取りかかりますが、7回の発行全てにおいて、実質10日あるなしという非常にタイトな編集スケジュールでありました。

その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいておりますように、無事に発行することができ、御協力をいただきました関係各位に対しまして心よりお礼を申し上げます。

それでは、2年間における主な取り組みについて報告をさせていただきます。

まず、表紙につきましては、タウン情報誌のような見た目とし、読者を錯覚させ、興味を持ち、手に取っていただけるよう心がけ、ページの内容は、定例会・臨時会の賛否一覧表、特記する内容の概要、一般質問等に加え、議長の公務を記載した議長執務室、監査委員の活動を記載した監査委員室、議員各位が出席した会議や式典、研修会や視察への参加、要請活動等、これらを時系列にした議会活動報告を掲載。第78号におきましては、議長執務室、監査委員室、議会活動報告を1つにまとめ議員活動報告とし、参加議員をアイコンで表記するなどの工夫を施し、我々の活動の一端を多くの方に知り得ていただけたものと思っております。

また、誰でも簡単に周防大島町議会チャンネルや町ホームページの町議会サブサイトへアクセスでき、情報を得ることができるように、記事ページにQRコードを付しております。

町民の皆様に興味を持って読んでいただけるように、例外もありますが、表紙と連動した特集企画とし、第72号では、森野小学校児童の皆さんに周防大島町の好きなところや町長へのお願いなどを、第73号では、周防大島高等学校地域創生科の挑戦を、第74号では、浮島小学校児童の皆さんの浮島の好きなところや浮島にあったらよいものを、第75号では噂の町民と題し、移住者の声を、第76号では、三蒲小学校児童の皆さんの周防大島町の好きなところや町長へのお願いなどを、第77号では、周防大島中学校生徒会役員の中学校統合から3年経過した生徒の本音を、第78号では、小学校6年生が政治と議会を学ぶと題し、東和小学校及び久賀小学校児

童の声を掲載させていただきました。

また、議会だよりの発行に加え、令和6年2月27日からの町ホームページリニューアルに伴い、町議会サブサイト構築に関しても協議を重ね、町議会の情報発信を効果的に行うための検討を行いました。

次に、山口県町議会議長会が開催する広報研修会についてであります。

令和5年度、令和6年度ともに山口市で開催され、この研修会には本町のほか、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町から議会広報の実務を担当する議員と事務局職員が参集し、研修を受講いたしました。

講師は、両年度とも議会広報ファシリテーター、熊本大学客員教授 越地真一郎先生で、演習を交えながらわかりやすく御指導をいただき、議会広報編集に役立つ手法を学びました。

また、各町の議会広報を見ての意見交換や本町の議会だよりのよいところ、気になるところの指導をいただくクリニックもあり、大変勉強になりました。

次に、全国町村議会議長会が開催する町村議会広報クリニックについてであります。

令和4年度、令和5年度、全国町村議員会館において開催された町村議会広報クリニックに参加いたしました。クリニックでは、本町の議会だよりの優れている点を評価していただくとともに、町民の皆様により読まれ、伝わる議会広報誌とするための課題や改善策を御指導いただきました。

次に、視察研修についてであります。

令和6年5月に株式会社社会議録センターにおいて、「課題発見！すぐに生かせるテクニック さらに磨いて読まれる・伝わる議会だよりへ」と題した研修を受講、翌日は、町村議会広報コンクールにおいて優秀賞や優良賞を何度も受賞されております埼玉県小川町議会を訪問し、意見交換を交えた研修を行いました。

研修で習得したテクニックを研修後に発行した議会だよりに生かすことができ、第78号の議員活動報告のページは、好事例として研修材料として紹介したいとの申し出があったところであります。

以上、研修等を通じて知識や技術を高めるとともに、編集作業中の意見交換等も委員各位の意識を高める場として有意義であったものと感じております。

最後になりますが、議会だより自体はある程度のレベルまでは向上したとは思いますが、2年前に掲げた、議会広報が変われば議会も変わる。議会広報から始まる議会改革、さらに議員の意識改革、そしてより開かれた周防大島町議会を目指す。としたことは達成し切れていないところもあります。

今後は、全委員がさらなる充実を目指すという共通認識を持ち、より多くの方々に関心を持つ

て読んでいただける議会だよりの発行が継続されること、そして議会の意識改革・議会改革が加速することを祈念いたしまして、議会広報編集特別委員会を代表しての報告とさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 以上で、議会広報編集特別委員会委員長の報告を終わりますが、議会広報編集特別委員会におかれましては、今期定例会後最後の編集作業が残っておりますので、大変お忙しいと思いますがどうかよろしくお願いいたします。

日程第２２．行政・病院事業改革特別委員会に付託中の調査・研究の報告について

○議長（小田 貞利君） 日程第２２、行政・病院事業改革特別委員会に付託中の調査・研究の報告についてを議題とします。

本件について、行政・病院事業改革特別委員会委員長の報告を求めます。

荒川行政・病院事業改革特別委員会委員長。

○行政・病院事業改革特別委員会委員長（荒川 政義君） それでは、行政・病院事業改革特別委員会を代表いたしまして、調査・研究の結果を報告させていただきます。

本委員会は、令和４年１２月の第４回定例会において設置され、付託された人口減少が進む中、スリム化による効率的な行財政運営を行うためには、旧町から引き継いだ財産の整理及び組織・機構の見直しを図る必要がある。また、再編を開始した病院事業の運営状況を検証するとともに、町民の安心・安全を確保するための今後の医療体制について、調査・研究を行うことを目的として活動してまいりました。

その概要は、職員の人材育成、包括連携協定について——これは出張所の今後です。入札制度、久美保育所や学校統合に関すること。また指定管理施設、特に温浴施設のあり方とその指定管理に関すること。そして病院事業の再編計画など多岐にわたっておりますが、調査研究報告書として皆様のお手元に配付をいたしております。

執行部の皆さんには、再三再四、資料の提供と説明を求め、都合７回の会議を開催し、議論と研究を重ねてまいりました。

また、委員派遣及び派遣先では、令和５年８月４日に千葉県酒々井町を訪問いたしました。酒々井町は、人口約２万人、面積２０平方キロメートル弱、郵便局の数は２か所、防災協定、道路損傷や不法投棄の情報提供、地域見守り活動等の包括連携協定を郵便局と結ばれていると説明を受けました。

これより、取りまとめた結果を申し上げます。

まず、１点目の職員の人材育成について、周防大島町の発展には人づくりが急務であります。与えられた業務に関する研修だけではなく、職員のスキルアップや政策的なことを考えるといっ

た研修など、職員研修のあり方を見直し、職員の育成を行うとともに、職員間の連携と職員の意識改革を積極的に図り、DXの推進やデジタル技術の活用により、業務の効率化並びに経費削減、そして行政サービスの向上に努められるようお願いするものであります。

次に、2点目の包括連携協定——これは出張所の今後について、金融機関が縮小されている昨今、町内にある郵便局を活用し、行政サービスも残すことを基本に考えてまいりました。今後、協議が必要な業務もありますが、ネットワークシステムを利用することにより、出張所で取り扱う業務がほぼ郵便局で行える見込みとなったことから、今年度後半から準備を行っていただきたいと思います。まずは、ネットワークの構築等の計画を立て、キオスク端末の必要性も検討項目とし、郵便局を活用した行政サービスができるよう、順次、前に進めていただくことをお願いいたします。

3点目の入札制度について申し上げます。現行の制度について説明を受け、町の入札制度において、低入札価格の調査基準額及び最低制限価格の決め方を山口県の方式に合わせ改定し、令和6年4月1日以降の入札公告、通知から適用しているとのことでした。入札全般について、公平性と透明性を重視した対応をお願いいたします。

続きまして4点目、久美保育所についてであります。令和6年9月18日開催の全員協議会でもございました。保護者への説明も終わり、令和7年3月末の閉所へ向けて準備の段階であろうかと思いますが、在所しておられる園児、その保護者の方々に寄り添った対応を最後までお願いしたいと思います。

5点目の学校統合について申し上げます。今後の学校統合について、今年度アンケート調査を行うとのことですが、アンケート調査の結果をなるべく早く公表し、今後の教育行政の客観性・透明性を図り、周防大島町の未来を担う児童・生徒の皆さんに対して、的確な取り組みを行っていただきたいと思います。

続きまして、6点目の温浴施設のあり方、指定管理について申し上げます。温浴施設の指定管理について、魅力ある施設、民間活力を利用するため、募集方法、プロポーザル的な管理者の公募等、自由度のある施設の管理運営ができるよう、根本的な見直しを行う必要があります。町内にある温浴施設のあり方について、1か所にすることも含め、今後も執行部とともに一緒に考えていきたいと思います。

最後に、病院事業の再編計画でございますが、人口減少と少子高齢化が急速に進む本町にとって、病院事業の将来を考えますと、介護の分野においては民間とのすみ分けを行う必要があります。新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったことで補助金が大きく減り、経営状態に影響を与えています。国が示す公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和5年度に策定した周防大島病院事業経営強化プランを軸に、病院事業第2期再編計画を早急に策定し、引き続き経営

強化に取り組み、また、職員の意識改革を図り、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を早期に構築するようお願いをいたします。

以上が、本委員会からの提言等の概要であります。

令和４年以降、激動する昨今の世界情勢は、国内外に限らず地方自治体の脆弱な財政と社会経済に甚大な影響を与えております。本町の今後にとって行政改革をさらに実効性のあるものとするためには、より一層の行財政運営の効率化とスリムで柔軟な組織づくりが不可欠であると考えております。

第４次周防大島町行政改革大綱では、行政サービスの充実において、職員の資質の向上や能力開発を図り、わかりやすく満足度の高い窓口サービスの提供などが示され、住民との協働では、指定管理者制度のあり方や民間委託の導入など、民間活力の活用に努めるとあります。

また、病院事業局の経営効率化に関しては、自治体病院として地域住民の健康の保持と増進を図り、公共の福祉の増進を目指し、地域医療の向上に努めながら経営の健全化に取り組むとしています。

まだまだ多くの課題が山積しており、行財政改革を進めるにあたり、迅速かつ的確な判断のもと、実現可能な方向性を着実に見出されるようお願いをするところであります。

最後になりますが、今後も引き続き、行政・病院事業改革特別委員会を設置していただくようお願い申し上げ、また、これまでの活動に御協力をいただきました皆様方に対し、改めて厚くお礼を申し上げまして、本委員会を代表しての報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小田 貞利君） 以上で、行政・病院事業改革特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

執行部におかれましては、このたびの提言内容を十分に酌んでいただき、これからの改革に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部議了いたしました。

さて、今期４年の最後の定例会が閉会しようとしております。令和６年１０月２７日の町議選の投開票に向け、それぞれの選択をされていると思いますが、議員各位におかれましては、４年間本当にお疲れさまでした。今後とも周防大島町のため、お互いに努力してまいりましょう。

それでは、これにて令和６年第３回定例会を閉会いたします。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 小田 貞利

署名議員 田中 豊文

署名議員 新田 健介

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員